

議案第 34 号

橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について

橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例

橋本市事務分掌条例(平成18年橋本市条例第8号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の内部組織(以下「部」という。)を置く。 総合政策部 総務部 健康福祉部 経済推進部 建設部 水道環境部 (事務分掌) 第2条 前条に規定する部の事務分掌の概要は、次のとおりとする。 総合政策部 (1)～(9) 略 (10) 防犯に関すること。 (11) 交通対策に関すること。 (12) 情報化の推進に関すること。 (13) 電子計算組織の管理運営に関すること。 (14) 危機管理に関すること。 (15) 防災に関すること。	(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の内部組織(以下「部」という。)を置く。 総合政策部 総務部 市民生活部 健康福祉部 経済推進部 建設部 上下水道部 2 前項に規定する部のほか、市長の権限に属する事務を分掌させるため、危機管理室を置く。 (事務分掌) 第2条 前条に規定する部の事務分掌の概要は、次のとおりとする。 総合政策部 (1)～(9) 略

- (16) 人権問題に関すること。
(17) 人権擁護委員に関すること。
(18) 男女共同参画に関すること。

総務部

- (1)～(6) 略

- (7)～(12) 略

- (13) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
(14) 市民相談に関すること。
(15) 消費生活に関すること。
(16) 市税に関すること。
(17) 他の部に属さないこと。

健康福祉部～建設部 略
水道環境部

- (1) 略

- (2) 環境保全及び公害に関すること。

総務部

- (1)～(6) 略

- (7) 防犯に関すること。
(8) 交通対策に関すること。
(9)～(14) 略
(15) 情報化の推進に関すること。
(16) 電子計算組織の管理運営に関すること。

- (17) 他の部及び危機管理室に属さないこと。

市民生活部

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
(2) 市民相談に関すること。
(3) 人権問題に関すること。
(4) 人権擁護委員に関すること。
(5) 環境保全及び公害に関すること。
(6) 墓地及び斎場に関すること。
(7) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
(8) 男女共同参画に関すること。
(9) 消費生活に関すること。
(10) 市税に関すること。
健康福祉部～建設部 略
上下水道部
(1) 公共下水道及び都市下水路に関すること。
(2) 流域下水道に関すること。
(3) 略

- (3) 墓地及び斎場に関すること。
 (4) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

(危機管理室の事務分掌)

第3条 危機管理室の事務分掌の概要は、次のとおりとする。

- (1) 危機管理に関すること。
 (2) 防災に関すること。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(橋本市職員定数条例の一部改正)

第2条 橋本市職員定数条例(平成18年橋本市条例第43号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(9) 略 (10) 水道事業及び下水道事業の職員 48人	(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(9) 略 (10) 上下水道部の職員(下水道課の職員数を除く。) 48人

(橋本市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 橋本市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成18年橋本市条例第212号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(組織) 第3条 略 2 法第14条の規定に基づき、上下水道事業管理者の権限を行う市長	(組織) 第3条 略 2 法第14条の規定に基づき、上下水道事業管理者の権限を行う市長

(以下「管理者」という。)の事務を処理させるため、水道環境部を置く。

(以下「管理者」という。)の事務を処理させるため、上下水道部を置く。